

■所得金額 (申告書の番号と対応しています。)

番号	種類	内容等
①	営 業 等	販売業、飲食店業、サービス業、医師、外交員、検計員などの事業から生ずる所得
②	農 業	農作物の生産、果樹などの栽培、家畜の飼育などの農業から生ずる所得
③	不 動 産	地代、家賃、土地や建物の権利金などの事業から生ずる所得
④	利 子	預貯金の利子、貸付信託の分配金などの所得（所得税源泉分離のものは除く。）
⑤	配 当	株式の配当、証券投資信託の分配金などの所得 ※特定配当等(一定の上場株式等の配当で、住民税が特別徴収されているもの)は原則、申告不要です。
⑥	給 与	給料、賞金、賞与などの所得（給与所得の算出は4ページ<表Ⅰ>を参照）
⑦～⑨	雑	公的年金等、シルバー人材センターの配分金、個人年金、原稿料などの所得に区分できない所得 (公的年金等所得の算出は4ページ<表Ⅱ>を参照)
⑪	総 合 議 渡 時	土地、家屋など分離して課税される資産以外の自動車、機械類などの譲渡による所得 生命保険等の満期返戻金、賞金、競馬などの一時的な所得

※市への保険税<料>納付済額については、「令和5年分保険税(料)納付済額通知書(証明書)兼口座振替納付済通知書」を1月下旬に世帯ごとにハガキでお知らせしています。

■所得から差し引かれる金額 (申告書の番号と対応しています。)

番号	種類	要件等	控除額
⑬	社会保険料控除	令和5年中にあなた又はあなたと生計を一にする親族が負担することになっている社会保険料（国民健康保険、国民年金、介護保険など）をあなたが支払った場合、又は給与から差し引かれた場合 ※ただし、年金から特別徴収された社会保険料は、受給者本人のみ申告可能です。	支払額全額
⑭	小規模企業共済等掛金控除	令和5年中にあなたが小規模企業共済制度に基づく掛金又は確定拠出年金法の個人型年金加入者掛金もしくは心身障害者扶養共済制度に基づく掛金を支払った場合	支払額全額
⑮	生命保険料控除	令和5年中にあなたが受取人をあなたやあなたの親族とする生命保険契約、介護医療保険契約、個人年金保険契約等に基づく保険料又は掛金を支払った場合	4ページ<表Ⅲ>を参照
⑯	地震保険料控除	令和5年中にあなたが損害保険契約等に基づく地震等損害保険部分の保険料又は掛金を支払った場合	4ページ<表Ⅳ>を参照
⑰	寡婦控除	(1)夫と離婚した後婚姻をしていない人で、扶養親族（総所得金額等が48万円以下）を有し、かつ合計所得金額が500万円以下の場合 (2)夫と死別した後婚姻をしていない人や夫の生死が不明の人で、合計所得金額が500万円以下の場合 上記(1) (2)のいずれかに該当する場合（事実婚を除く。）	26万円
⑱	ひとり親控除	婚姻歴の有無や性別にかかわらず、生計を一にする子（前年の総所得金額等が48万円以下）を持つ単身者で、かつ合計所得金額が500万円以下の場合（事実婚を除く。）	30万円
⑲	勤労学生控除	あなたが自己の勤労に基づく給与所得等がある学生又は生徒で、合計所得金額が75万円以下で、そのうち自己の勤労によらない所得(配当・不動産など)が10万円以下である場合	26万円
⑳	障害者控除	普通 あなた又はあなたの同一生計配偶者、扶養親族が障がい者である場合 特別 障がい者のうち1.2級の身体障がい者手帳、療育手帳Aや精神障がい者保健福祉手帳1級が交付されている場合 同居特別 同一生計配偶者又は扶養親族のうち特別障がい者で、あなた又は配偶者、生計を一にする親族のいずれかとの同居を常況としている人がいる場合	26万円 30万円 53万円
㉑	配偶者控除	あなたの令和5年中の合計所得金額が1,000万円以下で、生計を一にする配偶者（他の所得者の扶養親族となる人、事業専従者を除く。）の令和5年中の合計所得金額が48万円以下の場合 ※配偶者の年齢によって、控除額が異なります。	4ページ<表Ⅴ>を参照
㉒	配偶者特別控除	あなたの令和5年中の合計所得金額が1,000万円以下で、生計を一にする配偶者（事業専従者を除く。）の令和5年中の合計所得金額が48万円を超え133万円以下の場合	
㉓	扶養控除	あなたと生計を一にする親族の令和5年中の合計所得金額が48万円以下の場合 ※被扶養者の年齢等によって、控除額が異なります。	4ページ<表Ⅵ>を参照
㉔	基礎控除	合計所得金額に応じて、控除額が異なります。	4ページ<表Ⅶ>を参照
㉖	雑損控除	令和5年中にあなた又はあなたと生計を一にする一定の親族が所有する資産について天災、盗難などによって損害を受けた場合 (1)差引損失額(損害金額－保険金等の補てん額)－総所得金額等10% (2)差引損失額のうち、災害関連支出金額－5万円 上記(1) (2)のいずれか多い金額	
㉗	医療費控除	令和5年中にあなた又はあなたと生計を一にする親族のために医療費を支払った場合 支払った医療費－保険金等の補てん額－（総所得金額等5%又は10万円のいずれか少ない金額）（控除限度額200万円）	
区分1	セルフメディケーション税制による医療費控除の特例	令和5年中に、あなたが健康の維持増進及び疾病の予防として一定の取組を行い、かつあなた又はあなたと生計を一にする親族のために特定の医薬品を購入した場合 支払った特定一般用医薬品等の購入費－保険金等の補てん額－12,000円（控除限度額88,000円） ※通常の医療費控除と重複適用はできません。	

■税額から差し引かれる金額

種類	要件等	控除額
寄附金税額控除	令和5年中にあなたが都道府県、市町村又は特別区、住所地の県共同募金会又は日本赤十字社の支部、住所地の県又は市が条例により指定した寄附先に対して寄附を行った場合	○（寄附金額又は総所得の30%のいずれか少ない方－2,000円）×10% ※特定の都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金の特別控除額（寄附金額－2,000円）×（90%－0～45.945%（所得税の税率））（特別控除限度額 個人住民税所得割額の20%）



詳しくは小松市ホームページをご覧ください。
https://www.city.komatsu.lg.jp/kurasi_tetuzuki/zeikin/2/1/7134.html

収入があった場合の申告書の記載例

令和6年度分 市 民 税 申 告 書		整理番号	(あて先) 小松市長	
現住所	小松市小馬出町91番地	電話番号	0761-22-XXXX	
1月1日現在の住所	同上	代理人の氏名	本人との続柄	令和6年2月20日提出
フリガナ	コマツ タロウ	世帯主の氏名	小松 太郎	世帯主との続柄
氏名	小松 太郎	個人番号(マイナンバー)	28・1・10123456789XX	受付者
「個人番号」欄には、個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。)を記載してください。				
◎令和5年中に収入のなかった方 次の1～8のうち該当するものに×を付け、生活状況などを記入してください。 1 10次の人から扶養又は仕送りの援助を受けていた。 住所 同居・別居() 氏名 小松 太郎() 2 口 学生(学校名) 3 口 生活保護法による生活扶助を受けていた。 4 口 雇用保険(失業保険)・労災保険等を受けていた。 8 口 その他 5 口 預貯金等により生活していた。 6 口 遺族年金により生活していた。 7 口 障害年金により生活していた。				
◎令和5年中に収入のあった方(1～17の該当項目を記入してください)				
3 所得から差し引かれる金額に関する事項				
社会保険料控除	社会保険の種類	支払保険料	社会保険の種類	支払保険料
国民健康保険	271,900円	介護保険		
後期高齢者医療		国民年金(控除証明書交付)	182,370円	
その他		合計	454,270円	
生命保険料控除	種類	新制度	旧制度	
一般の生命保険料	110,000円			
個人年金保険料			150,000円	
介護医療保険料				
地震保険料控除	地震保険料の計	旧長期損害保険料の計		
	24,000円	20,000円		
⑰～⑲	⑰ 口 寡婦控除	⑱ 口 勤労学生控除		
寡婦控除	口 死別 口 生死不明	口 ひとり親控除(学校名)		
ひとり親控除	口 離婚 口 未帰還			
勤労学生控除				
本人障害者控除	障害の程度	身体・精神・療育・他	級度	
⑳	配偶者の氏名	生年月日	明・大・() 29・2・7	
配偶者控除	小松 美帆	障害の程度	身体・精神・療育・他	級度
配偶者特別控除		配偶者の合計所得金額	0円	
同一生計配偶者	個人番号	987654321XX	口 同一生計配偶者(控除対象配偶者を除く。)	
㉓	氏名	生年月日	続柄	⑳ 障害の程度
1	小松 奈津子	明・大・() 7・5・17	母	身体・精神・療育・他 3級度
2	小松 司郎	明・大・() 69・12・15	子	身体・精神・療育・他 級度
3	小松 伊織	明・大・() 29・4・1	孫	身体・精神・療育・他 級度
4				
㉖	雑損の概要	損害発生日	損害を受けた資産の種類	
雑損控除	損害金額	保険金などで補てんされる金額	差引損失額のうち災害関連支出の金額	
㉗	医療費	支払った医療費等	保険金などで補てんされる金額	
控除	200,000円	20,000円		
5 寄附金に関する事項				
都道府県・市区町村分(特別控除対象)				
石川県共同募金会、日本赤十字社石川県支部				
都道府県・市区町村分(特別控除対象以外)				
石川県				
条指定定分	小松市			
地方税法附則第4条の4の規定の適用を選択する場合には、「医療費控除」欄の「区分」の□に「1」と記入してください。 6 給与・公的年金等に係る所得以外(令和6年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外)の市民税・県民税の納税方法 口 給与からの差し引き(特別徴収) 口 自分で納付(普通徴収) 分譲課税に係る所得等のある方は、「市民税・県民税申告書(分譲課税専用)」をあわせて提出してください。				

市・県民税申告書は、令和6年度の市・県民税を決定する大切な資料となるものです。適正な課税のために、証明書類を忘れず添付してご提出してください。